

～業務管理体制（法令等遵守態勢）とは～

介護保険法では、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、事業者には法令等遵守の業務管理体制（法令等遵守態勢）の整備を義務付けており、事業者は、指定又は許可を受けている事業所・施設の数や法人の特性に応じた法令等遵守態勢を整備し、自らその態勢を運用することを求めています。

しかしながら、介護給付費の不正請求や介護施設従事者等による利用者への虐待など、法令等違反となる不正事案が現在も後を絶たないのが実情です。事業者には法令等遵守を職員に徹底し、利用者に対する適切なサービス提供だけでなく、介護保険制度の健全な運営を確保するため、更なる法令等の自主的な遵守が求められます。

（業務管理体制整備の内容）

		法令遵守に係る監査
	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守マニュアルの整備
法令遵守責任者の選任※	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
市内 20 事業所未満	20 以上 100 未満	100 以上

◎指定又は許可を受けている事業所数によって整備する内容が異なります◎

※法令遵守責任者の選任にあたり、職種・資格の有無は問いません。

～業務管理体制の整備に係る届出について～

令和3年4月1日以降、指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者に係る届出先については、原則、中核市の長となっています。事業者として最初の事業所について指定申請を行った際に、業務管理体制届出書を提出していただいておりますが、法令遵守責任者等の変更が生じた際は、速やかに業務管理体制変更届出書を提出してください。

（届出先）

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※）	中核市の長（旭川市長）
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

（※）指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事です）

～業務管理体制の整備に関する届出システムについて～

令和5年度より運用を開始した業務管理体制の整備に関する届出システムは、事業者が業務管理体制の届出を電子申請で行うことができるシステムです。届出内容に変更が生じた場合等にご利用ください。

利用にあたっては、令和5年3月22日付け事務連絡「業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について」及び「業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）」をご覧ください。

なお、届出についてはシステムだけではなく、従来どおり来庁・郵送・Eメールでも提出できます。様式等については、旭川市ホームページにあります。

ホーム> MENU>事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 高齢者・介護保険> 申請・届出>
介護サービス事業者向けトップページ>5-4 業務管理体制

～業務管理体制自主点検表について～

旭川市では、運営指導に併せて「業務管理体制自主点検表」の提出をお願いしていますので、運営指導の際には届出内容を確認の上、提出してください。

※対象事業者には事前に文書を送付します。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当
TEL: 0166-25-9849
E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp